第四十二号の八様式（第八条の二の五関係）（昇降機用）（Ａ４）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定による
計画変更通知書（昇降機）

（第一面）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

【計画変更する昇降機の直前の審査】

（略）

第四十二号の八様式（第八条の二の五関係）（昇降機以外の建築設備用）（Ａ４）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定による
計画変更通知書（昇降機以外の建築設備）

（第一面）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

【計画変更する建築設備の直前の審査】

（略）

第四十二号の九様式（第八条の二の六関係）（Ａ４）

建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定による
計画通知書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定により計画を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

第四十二号の十様式（第八条の二の六関係）（Ａ４）

建築基準法第88条第２項において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定による
計画通知書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第２項において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定により計画を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

第四十二号の十一様式（第八条の二の六関係）（Ａ４）

建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定による
計画変更通知書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

【計画を変更する工作物の直前の審査】

（略）

第四十二号の八様式（第八条の二関係）（昇降機用）（Ａ４）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定による
計画変更通知書（昇降機）

（第一面）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等　　様

（略）

【計画変更する昇降機の直前の確認】

（略）

第四十二号の八様式（第八条の二関係）（昇降機以外の建築設備用）（Ａ４）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定による
計画変更通知書（昇降機以外の建築設備）

（第一面）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等　　様

（略）

【計画変更する建築設備の直前の確認】

（略）

第四十二号の九様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第２項の規定による
計画通知書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第２項の規定により計画を通知します。

建築主事等　　様

（略）

第四十二号の十様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第88条第２項において準用する同法第18条第２項の規定による
計画通知書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第２項において準用する同法第18条第２項の規定により計画を通知します。

建築主事等　　様

（略）

第四十二号の十一様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第２項の規定による
計画変更通知書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第２項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等　　様

（略）

【計画を変更する工作物の直前の確認】

（略）